

平成二十三年十二月十三日受領
答 弁 第 九 九 号

内閣衆質一七九第九号

平成二十三年十二月十三日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出日口の密漁・密輸出対策に係る政府の国民に対する説明等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出日口の密漁・密輸出対策に係る政府の国民に対する説明等に関する再質問
に対する答弁書

一について

ロシア連邦の法令に違反して行われる水産物の漁獲及び輸出の問題への日露両国による対策（以下「本対策」という。）に関し、日露両政府による議論の現状は前回答弁書（平成二十三年十一月二十二日内閣衆質一七九第四四号）一についてでお答えしたとおりであり、それ以上に具体的な外交上のやり取りについてお答えすることは、相手国との関係もあり、差し控えたい。

二及び四について

本対策に関する現地説明会（以下単に「現地説明会」という。）は、本対策を進めていくことにより影響を受ける漁業者、加工流通業者等の水産業界の関係者に対して、日露両政府による議論の状況を説明するとともに、これら関係者の意見を聞くために開催したものであるため、国会議員に対してお尋ねのようなことを行わなかったものである。今後、同様の説明会を開催する場合には、日露両政府による議論の状況等に照らして適切に対応していく考えである。

三について

政府としては、現地説明会において、日露両政府による議論の状況を説明し関係者との意見交換を行うことにより、本対策について、関係者の理解を深めることができたと考えており、今後とも引き続き、このような取組を進めていく考えである。